

諮問庁：環境大臣

諮問日：令和3年12月13日（令和3年（行情）諮問第558号）

答申日：令和4年8月4日（令和4年度（行情）答申第173号）

事件名：「視野狭窄のメカニズムとその他覚的検出法に関する研究」の「特定表現」が分かる文書等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年6月10日付け環境企発第2106108号により環境大臣（以下「環境大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

##### （1）審査請求書

###### ア 諮問庁の「特定表現」に関する説明について

環境大臣（諮問庁）の諮問（特定訴訟における特定裁判所に提出した準備書面の特定の表現を記載するに当たっての記録等の不開示決定（不存在）に関する件）に対する総務省情報公開・個人情報保護審査会の平成31年1月15日答申第379号において、諮問庁は「審査請求人がいう特定準備書面の『特定表現A』と記載された箇所については、これに係る特定準備書面の記載によれば、原審（特定地裁特定事件番号等）の特定証人調書等及び『視野狭窄のメカニズムとその他覚的検出法に関する研究』（水俣病検診・審査促進に関する研究）を基に記載したもの」とした。

審査請求人は、処分庁が開示した特定証人調書等を調べて見たところ、「特定表現」が分かる文書は記載されていなかった。このことから、今度は、「視野狭窄のメカニズムとその他覚的検出法に関する研究」を調べたくなった。

## イ 環境省に行政文書の開示請求

そこで、審査請求人は令和3年4月16日付けで、環境省大臣官房総務課情報公開閲覧室に次のような行政文書の開示請求を行った。

環境大臣（諮問庁）の諮問（特定訴訟における特定裁判所に提出した準備書面の特定の表現を記載するに当たっての記録等の不開示決定（不存在）に関する件）に対する総務省情報公開・個人情報保護審査会の平成31年1月15日答申第379号において、諮問庁は「審査請求人がいう特定準備書面の『特定表現A』と記載された箇所については、これに係る特定準備書面の記載によれば、原審（特定地裁特定事件番号等）の特定証人調書等及び『視野狭窄のメカニズムとその他覚的検出法に関する研究』（水俣病検診・審査促進に関する調査研究）を基に記載したもの」とした。①「視野狭窄のメカニズムとその他覚的検出法に関する研究」の「特定表現」が分かる文書。②「準備書面（七）（その二）」を作成した担当者は、どのような理由で当該研究を基にしたのか。この理由が分かる文書。③「特定表現」との不適切な表現を記載した理由が分かる文書。

## ウ 処分庁から「行政文書不開示決定通知書」が届く

環境大臣（処分庁）から令和3年6月10日付け環保企発第2106108号をもっての処分として、法9条2項の規定に基づき、「行政文書不開示決定通知書」が届いた。

処分庁は、不開示とした理由について、次のこととした。

請求のあった文書のうち、①「視野狭窄のメカニズムとその他覚的検出法に関する研究」の「特定表現」が分かる文書については、「視野狭窄のメカニズムとその他覚的検出法に関する研究」に「特定表現」という文言の記載がないことから、不存在のため、不開示とします。

請求のあった文書のうち、②「準備書面（七）（その二）」を作成した担当者は、どのような理由で当該研究を基にしたのか、この理由が分かる文書、及び③②の当該準備書面中に、「特定表現」との不適切な表現を記載した理由が分かる文書については、当時の環境庁文書管理規程において、当該性質の文書に関する作成・取得の義務について明示されていないことから、作成・取得しておらず、不存在のため、不開示とします。

## エ 審査請求人の意見として

令和3年6月24日付け総務省答申第93号において、情報公開・個人情報保護審査会は「特定証人調書等につき、諮問庁から提示を受けて確認したところ、諮問庁の説明のとおり、『特定表現』という用語を直接的に用いている箇所は認められない。この事実と、別

件答申の際になされた『原審（特定地裁特定事件番号等）の特定証人調書及び視野狭窄のメカニズムとその他覚的検出法に関する研究（水俣病検診・審査促進に関する調査研究）を基に記載したもの』という当時の諮問庁の説明とは必ずしも整合的といい難い」との判断を示した。

そこで、令和3年答申から、審査請求人は意見を述べたい。

- (ア) 情報公開・個人情報保護審査会がいう「当時の諮問庁の説明とは必ずしも整合的といい難い」とのことならば、当該整合的な観点から、「特定表現」の用語を用いた文書の開示を、審査請求人は求める。
- (イ) 処分庁は、不開示決定とした処分の理由について、「当時の環境庁文書管理規程において、当該性質の文書に関する作成・取得の義務について明示されていなかった」というものであった。

しかしながら、処分庁がいう「当該性質の文書に関する作成・取得の義務について明示されていなかった」とのことであっても、「準備書面（七）（その二）」を作成した担当者は、業務の一環として作成したものだから、同庁が不存在のため不開示とした本件請求②及び③に関する文書は存在したはずなので、これを特定し、開示することを求める。

#### オ 結論

審査請求人は、環境大臣に対して「審査請求書」の「『2に記載の処分を取り消す。』との裁決を求める。」とした趣旨で、審査請求を行うこととした。

#### カ 最後に

今度こそ、処分庁は偽りのない、「特定表現」の文言が分かる文書を明らかにしてほしい。

### (2) 意見書

#### ア 諮問庁からの説明理由書について

情報公開・個人情報保護審査会から、令和3年12月23日付け情個審第3233号による「理由説明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について（通知）」と、環境大臣（諮問庁）が同審査会に提出した「理由説明書」（令和3年（行情）諮問第558号）の写しが送付されてきた。

諮問庁は、審査請求人の主張についての検討として、次のようなこととした。

- (ア) 請求のあった文書のうち、「①『視野狭窄のメカニズムその他覚的検出法に関する研究』の『特定表現』が分かる文書。」については、「視野狭窄のメカニズムとその他覚的検出法に関する研究」に

「特定表現」という文言の記載がないことから、「特定表現」が分かる文書は不存在である。

- (イ) 「②『準備書面（七）（その二）』を作成した担当者は、どのような理由で当該研究を基にしたのか。この理由が分かる文書。」及び「③②の当該準備書面中に、『特定表現』との不適切な表現を記載した理由が分かる文書。」については、当時の環境庁文書管理規程において、当該性質の文書に関する作成・取得の義務について明示されていなかったことから、作成・取得しておらず、これらの文書を作成すべき法令上の義務があったとは言えない。

イ 審査請求人の意見として

平成31年1月15日付け答申第379号において、諮問庁は「審査請求人がいう特定準備書面の『特定表現A』と記載された箇所については、これに係る特定準備書面の記載によれば、原審（特定地裁特定番号等）の特定証人調書等及び『視野狭窄のメカニズムとその他覚的検出法に関する研究』（水俣病検診・審査促進に関する調査研究）を基に記載されたものと考えられる」とした。

そこで、先ず当該答申から、審査請求人は意見を述べたい。

- (ア) 諮問庁がいう「『特定表現A』と記載された箇所については、これに係る特定準備書面の記載によれば、原審の特定証人調書等及び『視野狭窄のメカニズムとその他覚的検出法に関する研究』を基に記載されたもの」とのことから、審査請求人は「視野狭窄のメカニズムとその他覚的検出法に関する研究」に「特定表現」との文言が記載された箇所があるものとして、環境省に開示請求を行ったものである。

それを、諮問庁は「『視野狭窄のメカニズムとその他覚的検出法に関する研究』に『特定表現』という文言の記載がないことから、『特定表現』が分かる文書は不存在である。」とした。しかしながら、「準備書面（七）（その二）」中には「特定表現」との文言が記載されているのだから、同庁は当該文言が記載された箇所が分かる文書を明らかにし、それを開示するよう、審査請求人は求めたい。

そもそもが、国（環境省）及び熊本県が水俣病国家賠償等請求事件（チッソ水俣病関西訴訟）の人たちの人権に配慮していれば、「特定表現」との不適切な表現を、「準備書面（七）（その二）」に記載するようなことはなかったものである。そうであれば、審査請求人は当該表現に関しての開示請求を行うこともなかったものである。

- (イ) また、諮問庁は「『②『準備書面（七）（その二）』を作成した担当者は、どのような理由で当該研究を基にしたのか。この理由が

分かる文書。』及び『③②の当該準備書面中に、『特定表現』との不適切な表現を記載した理由が分かる文書。』については、当時の環境庁文書管理規程において、当該性質の文書に関する作成・取得について明示されていなかったことから、作成・取得しておらず、これらの文書を作成すべき法令上の義務があったとは言えない。」とした。

しかしながら、諮問庁がいう「これらの文書を作成すべき法令上の義務があったとは言えない。」とのことであっても、「準備書面（七）（その二）」中に記載された「特定表現」は、チッソ水俣病関西訴訟の人たちの人権にかかわる問題なので、同庁は当該問題に答えるような説明をすべきであって、それがなされていないのだから、審査請求人は上記の説明に不十分さを覚える。しかも、上記の説明からすると、「準備書面（七）（その二）」中に「特定表現」との文言を記載した意味がないものと、審査請求人は考える。

#### ウ 最後に

「理由説明書」は、審査請求人にとって憤りを覚えるものでもあった。それは、「特定表現」が、チッソ水俣病関西訴訟の人たちの人権を軽視したものであったのに、諮問庁の当該説明（１）及び（２）には猛省すべきことが記載されていないからである。そこには、国（環境省）及び熊本県が同訴訟の人たちの命をないがしろにしたものが、当該表現であったからである。

### 第３ 諮問庁の説明の要旨

#### １ 事案概要

- （１）審査請求人は、本件請求文書について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は、令和３年４月１６日付けでこれを受理した。
- （２）本件開示請求に対し、処分庁は、令和３年６月１０日付け環保企発第２１０６１０８号をもって審査請求人に対し、行政文書を不開示とする旨の決定通知（原処分）を行った。
- （３）これに対し、審査請求人は、令和３年９月１２日付けで、この原処分について、「同庁（※処分庁）が不存在のため不開示とした本件開示請求に関する行政文書」、「「特定表現」の用語を用いた文書」について、「令和３年６月２４日付け総務省答申第９３号において、情報公開・個人情報保護審査会は、情報公開・個人情報保護審査会がいう「当時の諮問庁の説明とは必ずしも整合的といい難い」とのことならば、当該整合的な観点から、「特定表現」の用語を用いた文書を開示することを求める」という趣旨、「処分庁が不存在のため不開示とした当該研究を基にした理由及び「特定表現」を記載した理由に関する文書が存在したはず

なので、これを特定し、開示することを求める」という趣旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、令和3年9月13日付けてこれを受理した。

- (4) 本件審査請求について検討を行ったが、原処分を維持するのが相当と判断し、本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

## 2 原処分における処分庁の決定及びその考え方

開示請求のあった行政文書のうち、本件対象文書1については、「視野狭窄のメカニズムとその他覚的検出法に関する研究」に「特定表現」という文言の記載がないことから、不存在のため、不開示とした。

本件対象文書2については、当時の環境庁文書管理規程において、当該性質の文書に関する作成・取得の義務について明示されていなかったことから、作成・取得しておらず、不存在のため、不開示とした。

## 3 審査請求人の主張

### (1) 審査請求の趣旨

上記第2の1と同旨。

### (2) 審査請求の理由

上記第2の2(1)と同旨。

## 4 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は原処分の取消しを求めているので、その主張について検討する。

審査請求に係る文書は「環境大臣（諮問庁）の諮問（特定訴訟における特定裁判所に提出した準備書面の特定の表現を記載するに当たっての記録等の不開示決定（不存在）に関する件）に対する総務省情報公開・個人情報保護審査会の平成31年1月15日付け答申第379号において、諮問庁は「審査請求人がいう特定準備書面の記載によれば、原審（特定地裁特定事件番号等）の特定証人調書及び『視野狭窄のメカニズムとその他覚的検出法に関する研究』（水俣病検診・審査促進に関する調査研究）を基に記載したもの」とあった。

① 「視野狭窄のメカニズムとその他覚的検出法に関する研究」の「特定表現」が分かる文書。

② 「準備書面（七）（その二）」を作成した担当者は、どのような理由で当該研究を基にしたのか。この理由が分かる文書。

③ ②の当該準備書面中に、「特定表現」との不適切な表現を記載した理由が分かる文書」

である。

請求のあった文書のうち、本件対象文書1については、「視野狭窄のメカニズムとその他覚的検出法に関する研究」に「特定表現」という文言の

記載がないことから、「特定表現」が分かる文書は不存在である。

本件対象文書2については、当時の環境庁文書管理規程において、当該性質の文書に関する作成・取得の義務について明示されていなかったことから、作成・取得しておらず、これらの文書を作成すべき法令上の義務があったとは言えない。

審査請求人は審査請求の理由について、「処分庁が不存在のため不開示とした当該研究を基にした理由及び「特定表現」を記載した理由に関する文書が存在したはずなので、これを特定し、開示することを求める」としているが、前段のとおり環境省において文書の作成・取得義務がなく、当該準備書面に「特定表現」という表現を引用するに至った経緯については、確認する術がない。また、念のため本件開示請求・審査請求を受け処分庁において大臣官房環境保健部の執務室内文書保管場所、書庫等の探索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかった。これらのことから、当該経緯について、環境省で把握する術はない。

以上のことから、審査請求人の指摘はあたらない。

## 5 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求に係る処分庁の決定は妥当であり、本件審査請求は棄却することとしたい。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年12月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和4年1月20日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年7月14日 審議
- ⑤ 同月28日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書については、作成・取得しておらず不存在のため不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

#### (1) 本件対象文書1について

ア 諮問庁は、上記第3の4のとおり、本件対象文書1については、不存在であると説明する。

当審査会事務局職員をして、本件対象文書1について更に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

(ア) 「視野狭窄のメカニズムとその他覚的検出法に関する研究」に「特定表現」という文言の記載がないことから、本件対象文書1は不存在である。

(イ) また、本件開示請求・審査請求を受け、念のため大臣官房環境保健部の執務室内文書保管場所及び専用書庫、文書管理システムに保存されている電子ファイル並びに同部環境保健企画管理課特殊疾病対策室専用の共有フォルダ等の探索も行ったが、本件対象文書1に該当し得る文書の存在を確認できなかった。

(ウ) したがって、環境省において本件対象文書1を保有していない。

イ 当審査会において、過去の諮問事件に係る答申（令和3年度（行情）答申第93号）の内容を確認したところ、「視野狭窄のメカニズムとその他覚的検出法に関する研究」には「特定表現」という用語を直接用いている箇所は認められないとされており、諮問庁の上記第3の4及び上記ア（ア）の説明のとおりであることが確認できる。

また、当審査会において、改めて諮問庁から当該研究資料の提示を受け確認したところ、「特定表現」という用語を直接用いている箇所のみならず、「特定表現」を用いた根拠となる記述も認められない。

さらに、上記ア（イ）の文書の探索の方法・範囲等が不十分とはいえない。

ウ したがって、環境省において、本件対象文書1を保有しているとは認められない。

## (2) 本件対象文書2について

ア 諮問庁は、上記第3の4のとおり、本件対象文書2については、作成・取得していないと説明する。

当審査会事務局職員をして、本件対象文書2について更に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

(ア) 当時の環境庁文書管理規程において、当該性質の文書に関する作成・取得の義務について明示されていなかった。

(イ) また、本件開示請求・審査請求を受け、念のため大臣官房環境保健部の執務室内文書保管場所及び専用書庫、文書管理システムに保存されている電子ファイル並びに同部環境保健企画管理課特殊疾病対策室専用の共有フォルダ等の探索も行ったが、本件対象文書2の存在を確認できなかった。

(ウ) したがって、環境省において本件対象文書2を保有していない。

イ 当審査会において、諮問庁から提示を受けた環境庁文書管理規程及



び環境庁文書管理規程施行細則を確認したところ、上記第3の4及び上記ア（ア）の諮問庁の説明のとおり、本件対象文書2に該当する文書の作成や取得を義務付ける規定はなかったことが認められる。また、上記ア（イ）の文書の探索の方法・範囲等が不十分とはいえない。

ウ したがって、環境省において、本件対象文書2を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、環境省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 小林昭彦，委員 塩入みほも，委員 常岡孝好

## 別紙

### 本件対象文書

環境大臣（諮問庁）の諮問（特定訴訟における特定裁判所に提出した準備書面の特定の表現を記載するに当たっての記録等の不開示決定（不存在）に関する件）に対する総務省情報公開・個人情報保護審査会の平成31年1月15日付け答申第379号において、諮問庁は「審査請求人がいう特定準備書面の記載によれば、原審（特定地裁特定事件番号等）の特定証人調書及び『視野狭窄のメカニズムとその他覚的検出法に関する研究』（水俣病検診・審査促進に関する調査研究）を基に記載したもの」とした。

- ① 「視野狭窄のメカニズムとその他覚的検出法に関する研究」の「特定表現」が分かる文書（本件対象文書1）
- ② 「準備書面（七）（その二）」を作成した担当者は、どのような理由で当該研究を基にしたのか。この理由が分かる文書（本件対象文書2）
- ③ ②の当該準備書面中に、「特定表現」との不適切な表現を記載した理由が分かる文書（本件対象文書2）